

## 青森市地方独立行政法人評価委員会が意見を述べた時の公表について

青森市地方独立行政法人評価委員会が、地方独立行政法人法に基づき、設立団体の長に意見を述べた時は、その内容を公表しなければならないとされており、次の場合に公表するものとする。

### (1) 設立団体の長に評価委員会が意見を述べるケース

- ①中期目標の作成・変更に対する意見
- ②中期計画の作成・変更の認可に関する意見
- ③中期目標期間終了時に設立団体の長が行う見直しの検討に対する意見
- ④不要財産の納付に係る認可に対する意見
- ⑤重要な財産の処分に係る認可に対する意見
- ⑥役員報酬等支給基準に対する意見
- ⑦他の地方独立行政法人との吸収合併を行う設立団体の長に対する意見
- ⑧他の地方独立行政法人との新設合併を行う設立団体の長に対する意見

### (2) 公表方法

公表方法は、青森市のホームページへの掲載により行うものとする。

※当評価委員会が作成した「公立大学法人青森公立大学業務実績評価書」についても、青森市のホームページへの掲載により公表している。